



審決取消請求事件

[平成29年4月12日判決（知財高裁） 平成28年（行ケ）第10059号](#)

キーワード：発明の明確性

担当 弁理士 飯田雅昭

1. 事案の概要

原告が、平成27年2月13日、特許庁に対し、本件特許を無効とすることを求めて審判請求をしたところ、特許庁は、請求項1から10に係る発明は明確であるとした上で、請求項1、2及び9に係る発明についての特許を無効とし、請求項3から8まで及び10に係る発明についての審判請求は成り立たない旨の審決をしたので、原告が審決取消を求めた事案である。

2. 結論

審決一部取消

3. 本件特許

発明の名称 : 携帯用電気切断機
登録番号 : 第5633940号
出願日 : 平成24年 3月15日
出願番号 : 特願2012-59182
登録日 : 平成26年10月24日

4. 本件特許発明（下線は争点となった構成要件）

[請求項1]

- A. モータを備える携帯用電気切断機であって、
 - A-1. 前記モータを収容するハウジングと、
 - A-2. 前記モータにより回転駆動される鋸刃と、
 - A-3. 前記ハウジングと連結され、被切断材上を摺動可能な底面を持ち、前記鋸刃を前記底面より下方に突出可能な開口部を有するベースと、
 - A-4. 前記モータにより回転駆動され、回転時に発生するファン風によって前記モータの冷却を行うファンと、
- B-1. 前記モータへの供給電力をスイッチングするスイッチング素子を含む駆動回路と、
- B-2. 前記駆動回路を制御する制御回路と、
- B-3. 前記駆動回路及び制御回路のいずれか一方又は両方を搭載した回路基板とを備え、
- C-1. 前記ハウジングの反鋸刃側にモータ冷却用風窓と回路基板冷却用風窓が設けられ、

- C-2. 前記回路基板の少なくとも一部は、前記ファンの回転軸に直交する方向を径方向としたとき、前記ファンの径方向外側に配置され、
- C-3. 前記回路基板の少なくとも一部は、前記ファン風の通路内に配置されており、
- D-1. 前記モータは、ブラシレスモータであり、
- D-2. 前記モータの回転位置に応じて信号を発生する回転状態検出手段とを更に備え、
- D-3. 前記制御回路は前記回転状態検出手段の信号を受信し、前記駆動回路に前記モータの駆動を制御する信号を送信することを特徴とする携帯用電気切断機。

5. 争点

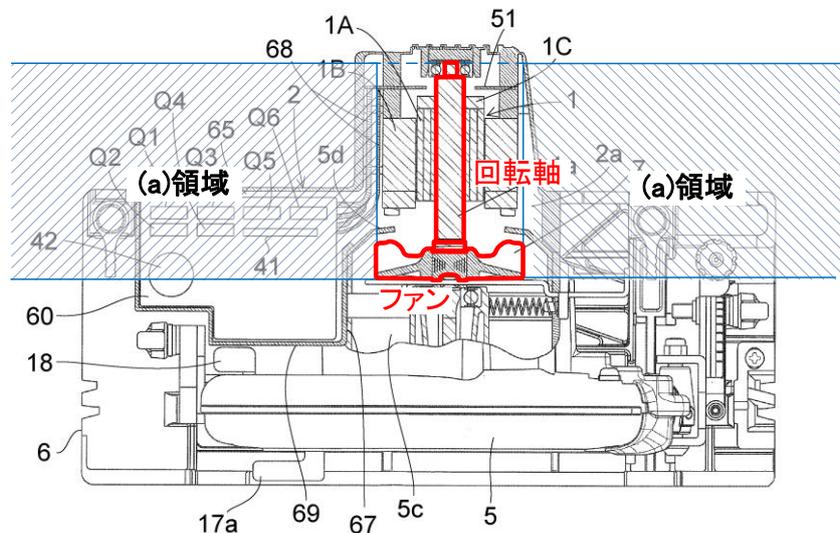
構成要件C-2における「ファンの径方向外側」という記載の明確性について。

6. 裁判所の主な判断（下線、図面は筆者）

(1) 構成要件C-2における「ファンの径方向外側」は不明確というべきであり、この点に関する本件審決の認定・判断には誤りがある。

(2) 構成要件C-2の文言解釈

(a) 本件審決は、構成要件C-2の「ファンの径方向外側」の文言解釈として、その記載の示す範囲は(a)領域である旨判断している。



「回転軸」が両端部を有する有限の長さのものである以上、この場合の「径方向」も有限の長さを持つ「ファンの回転軸」に直交（直接交わる）し得る範囲、すなわち、「ファンの回転軸」の両端部との間の範囲を意味していると理解するものであって、このような解釈も、文言解釈としてはあながち成り立たないものではないと考えられる。

(b) 一般に、2つの直線の相互関係は、同一平面上にあるか、同一平面上にないねじれの位置にあるかによって大別され、同一平面上にある場合は、更に2直線が平行の場合と交わる場合とに分けられる。そうすると、「直交する」の語は、ファンの回転軸と径方向と

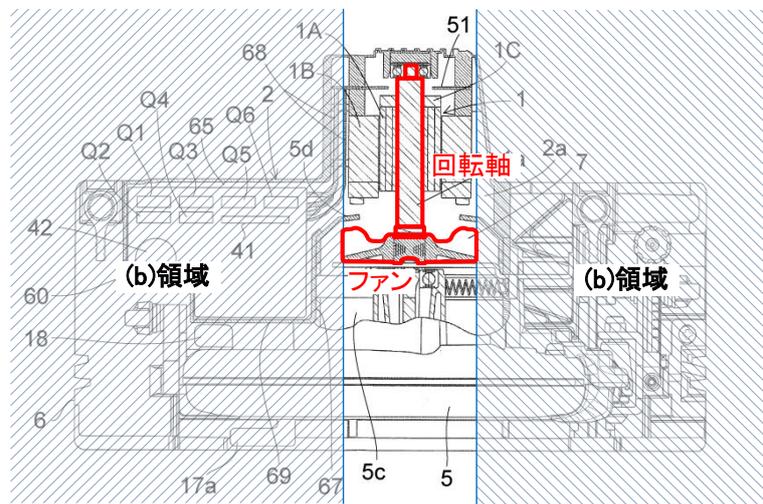
の相互関係につき、同一平面上にありねじれの位置にはなく、かつ、平行ではなく、直角の角度で交わる関係にあることを意味しているものと理解される。

もっとも、このことは、ファンの回転軸と径方向とが実際に交点を持つことを直ちには意味しない。すなわち、「回転軸」は有限長の線分とも解し得るところ、これが「径方向」に実際に接するには長さが足りない場合であっても、「回転軸」と「径方向」とが同一平面上にあり、その2直線がなす角度が直角であれば、なお「直交する」と解する余地がある。

(c) 本件明細書における「直交する」の語の意義を更に検討すると、特許発明7の構成要件Jにおいて「前記回路基板は、前記モータが前記ベースに近接する状態において、前記ベース上面と略直交する配置であること」なる記載がある。構成要件Jの「回路基板」は、ハウジング内に配置され、ベースに近接するものの直接に接してはいないものと理解される。そうすると、構成要件Jの「直交する」とは、実際には接していないが長さを延長すれば相互に直角に交わるような場合をも含む意味で用いられているものと理解される。

(d) 用語の意味の整合性の観点からは、構成要件C-2の「直交する」なる語についても構成要件Jと同様に解するのが適当であり、「回転軸」を有限長の線分とした場合に、「回転軸」と「径方向」とが実際に交点を持つという意味を追加して解釈するのはむしろ不自然と見ることも十分可能である。

(e) 構成要件C-2の「ファンの径方向外側」とは、その文言解釈として、全空間からファンが内接し回転軸方向に無限に延びる円柱を除いた部分すなわち(b)領域と解することにも十分な合理性がある。



(3) 構成要件C-2の技術的意義に基づく解釈

(a) 文言解釈のみによるのでは、構成要件C-2の「ファンの径方向外側」なる記載は多義的に解釈し得るものであるとすれば、当該構成要件の技術的意義に基づきその解釈を検討すべきこととなる。

(b) 本件特許発明は、・・・モータを収容するハウジングの形状を大きく変更せず、かつ、操作性を損なわずに、モータ駆動用の回路基板の配置スペースを確保するとともにその冷却を良好に行うことを目的とする。

しかし、・・・実際に上記各目的が達成されるか否かは、以下のとおり、本件明細書等の記載からは必ずしも明らかでない。

(c) 小型化の目的に関しては、本件明細書には従来の携帯用電気丸鋸の具体的な構造についての言及がないため、本件実施例の構造との比較において目的達成の有無ないし程度を評価することはできない。本件実施例の構造それ自体から、これらが小型化の目的を達成しているか否かを客観的に評価することもできない。

(d) 冷却の目的に関しては、・・・回路基板が冷却風の通路に配置されることは必須と思われるけれども、その具体的方法として回路基板をファンの径方向外側に配置することは、ファンの径方向外側が冷却風の通路となるような構造を一体的に伴わない限り、回路基板の冷却とは直接関係しない。

(e) これらの点を踏まえると、本件特許発明の目的を達成するための手段は、本件実施例においてすら合理的に説明されているとはいえない。・・・したがって、構成要件C-2が本件特許発明の目的を達成するための構成であるとして、その技術的意義から同構成要件の示す意味内容を把握することはできない。

(4) 結論

構成要件C-2の「ファンの径方向外側」は、特許請求の範囲の文言によれば(a)領域又は(b)領域のいずれとも解釈し得るものであり、また、その技術的意義に鑑みてもいずれの解釈が正しいのか判断し得ないものということが出来る。

したがって、構成要件C-2は不明確というべきである。

以上